

株式会社カネスエ商事及び株式会社ワイストアに対する警告について

平成29年9月21日

公正取引委員会

公正取引委員会は、食品スーパーを営む小売業者である株式会社カネスエ商事及び株式会社ワイストア（以下「2社」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、2社が、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号〔不当廉売〕）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものである。

1 警告の相手方

事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	店舗名
株式会社カネスエ商事 (3180001082422)	愛知県日進市浅田町 平池260番地	代表取締役 牛田 喜博	カネスエ五郎丸店
株式会社ワイストア (8180001096707)	愛知県津島市新開町 一丁目6番地	代表取締役 伊藤 彰浩	ワイストア犬山店

2 警告の概要

(1)ア 株式会社カネスエ商事は、愛知県犬山市にカネスエ五郎丸店を出店しているところ、平成29年4月26日、株式会社ワイストアが同市にワイストア犬山店を新規開店したことを契機に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等^(注1)の販売価格を引き下げ、以降、2社は、前記各店舗におけるキャベツ等の販売価格を対抗して順次引き下げた。

イ 2社は、それぞれ、カネスエ五郎丸店又はワイストア犬山店において、平成29年5月11日から同月18日までの間に、キャベツ等を1円で販売し^(注2)、当該野菜の販売数量を大幅に伸ばしたことにより、前記店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

ウ 平成29年5月18日、本件について、公正取引委員会が調査を開始したところ、同月19日以降、カネスエ五郎丸店及びワイストア犬山店におけるキャベツ等の販売価格は順次引き上げられ、前記イの行為は取りやめられている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第二審査課・第三審査課

電話 052-961-9467（直通）

公正取引委員会事務総局審査局公正競争監視室

電話 03-3581-2508（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

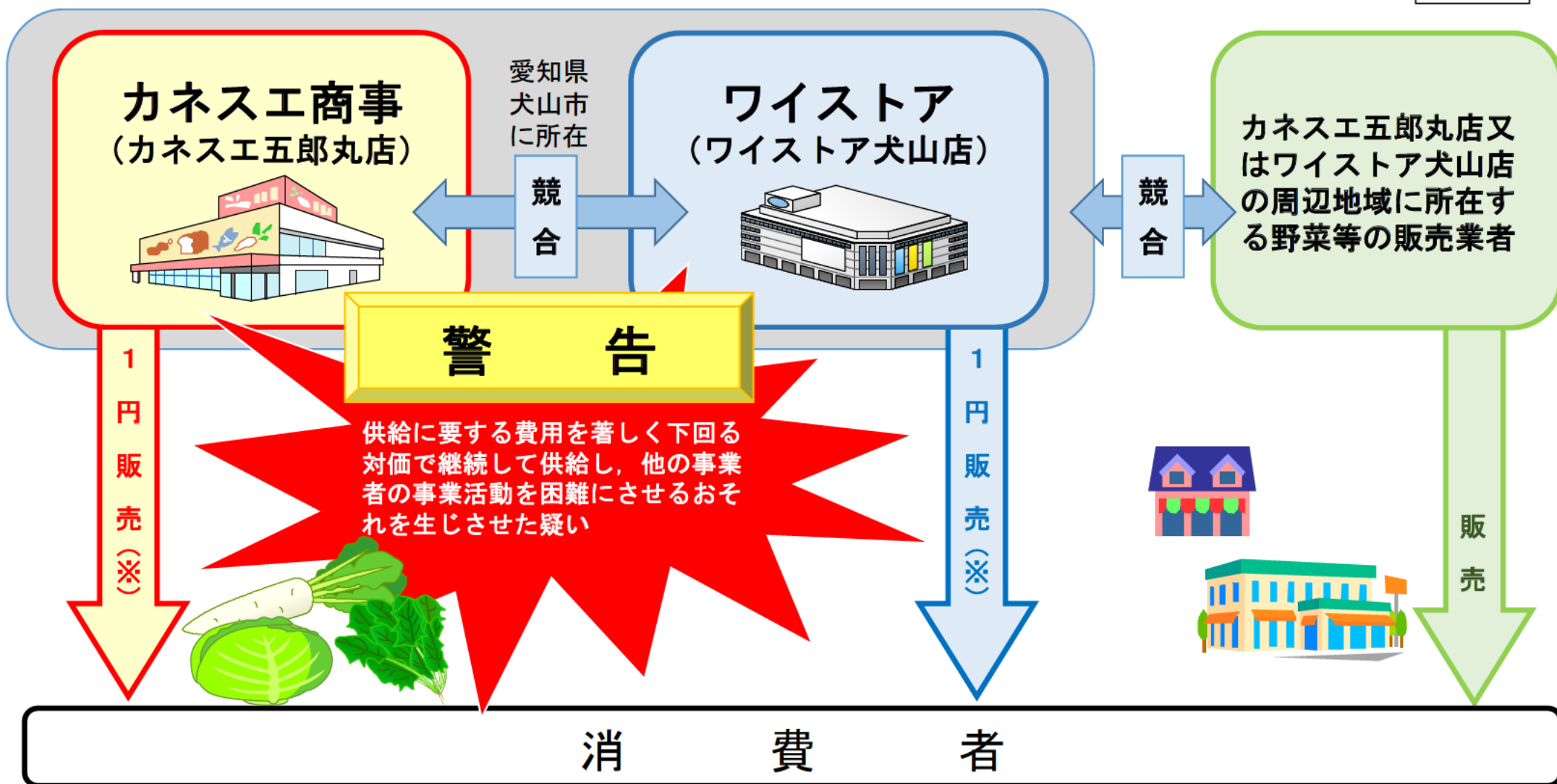
（注１）キャベツ，ほうれん草，もやし，きゅうり，大根，レタス及び小松菜が対象（小松菜はカネスエ五郎丸店のみ。）。以下同じ。

（注２）カネスエ五郎丸店においては，きゅうりを３本３円で販売。

- (2) 前記(1)イの行為は，それぞれ，独占禁止法第１９条（同法第２条第９項第３号〔不当廉売〕）の規定に違反するおそれがあることから，公正取引委員会は，２社に対し，今後，このような行為を行わないよう警告した。

1 本件の概要

参 考



(※)キャベツ, ほうれん草, もやし, きゅうり(カネスエ五郎丸店においては3本3円で販売), 大根, レタス, 小松菜(カネスエ五郎丸店のみ)

2 過去の食品（酒類を除く。）に関する不当廉売事件

件 名 措置年月日	内 容
昭和５７年（勸）第４号 （株）マルエツに対する件 （昭和５７年５月２８日勸告審決）	千葉県松戸市上本郷地区に所在する食品小売店舗において、昭和５６年９月中旬頃から同年１１月上旬までの間において、牛乳をその仕入価格を著しく下回る価格で販売し、牛乳専売店等の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。
昭和５７年（勸）第５号 （株）ハローマートに対する件 （昭和５７年５月２８日勸告審決）	千葉県松戸市上本郷地区に所在する食品小売店舗において、昭和５６年９月中旬頃から同年１１月上旬までの間において、牛乳をその仕入価格を著しく下回る価格で販売し、牛乳専売店等の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。

3 最近（平成２２年１月１日以降）の不当廉売事件

件 名 警告年月日	内 容
コストコホールセールジャパン(株) に対する件 バロン・パーク(株)に対する件 （平成２７年１２月２４日警告）	愛知県常滑市に所在する給油所において、平成２７年１１月１８日から同月２７日までの１０日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
(株)ミタニに対する件 （平成２５年１月１０日警告）	福井県に所在する１３給油所において、自ら又は子会社を通じて、平成２３年５月２日から同年１２月４日までの期間のうち一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
三菱食品(株)に対する件 伊藤忠食品(株)に対する件 日本酒類販売(株)に対する件 （平成２４年８月１日警告）	酒類卸売業者３社は、遅くとも平成２１年１月以降、それぞれ、特定の酒類小売業者に対し、ビール類のうち一部の商品とその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、当該酒類小売業者が運営する各店舗の周辺地域に所在する他の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
(株)ナガタ薬品に対する件 （平成２３年１１月１４日警告）	滋賀県及び兵庫県に所在する「アルカドラッグ」と称する店舗のうち酒類を取り扱う２６店舗において、平成２２年１１月２９日から平成２３年１月２３日までの間、ビール等のうち主要な商品（いずれも３５０ミリリットル缶２４本入りケースのもの）をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、前記２６店舗のうち少なくとも３店舗の周辺地域に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

4 参照条文等

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～二（略）

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四～六（略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月18日公正取引委員会）（抜粋）

2 不当廉売規制の目的

独占禁止法の目的は、いうまでもなく公正かつ自由な競争を維持・促進することであり、事業者が創意により良質・廉価な商品又は役務（以下単に「商品」という。）を供給しようとする努力を助長しようとするものである。この中でも、企業努力による価格競争は、本来、競争政策が維持促進しようとする能率競争（良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。）の中核をなすものである。この意味で、価格の安さ自体を不当視するものではないことは当然であるが、逆に価格の安さを常に正当視するものでもない。企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとするのは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、そのような場合には、規制の必要がある。正当な理由がないのにコストを下回る価格、いかえれば他の商品の供給による利益その他の資金を投入するの でなければ供給を継続することができないような低価格を設定することによって競争者の顧客を獲得することは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、廉売を行っている事業者（以下「廉売行為者」という。）自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがある場合もあるからである。

3 独占禁止法第2条第9項第3号の規定

独占禁止法第2条第9項第3号の規定は、次のとおりである。

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

同号の要件は、(1) 廉売の態様（価格・費用基準及び継続性）、(2) 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」、(3) 正当な理由の三つの面からとらえることができる。

(1) 廉売の態様

イ 継続性

前記2のとおり、不当廉売に該当するためには、廉売が廉売行為者自らと同等に効率的な事業者の事業の継続等に係る判断に影響を与え得るものである必要がある。したがって、不当廉売となるのは、一般的には、廉売がある程度「継続して」行われる場合である。このため、独占禁止法第2条第9項第3号の規定は、「供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給すること」と規定している。

「継続して」とは、相当期間にわたって繰り返して廉売を行い、又は廉売を行っている事業者の営業方針等から客観的にそれが予測されることであるが、毎日継続して行われることを必ずしも要しない。例えば、毎週末等の日を定めて行う廉売であっても、需要者の購買状況によっては継続して供給しているとみることができる場合がある。

(2) 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」

ア 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」にいうところの「他の事業者」とは、通常の場合、廉売対象商品について当該廉売を行っている者と競争関係にある者を指すが、廉売の態様によっては、競争関係にない者が含まれる場合もあり得る。例えば、卸売・小売業者による廉売によって製造業者等の競争関係に影響が及ぶ場合であれば、「他の事業者」に、廉売対象商品と同種の商品を供給する製造業者等が含まれる場合もある。

イ 「事業活動を困難にさせるおそれがある」とは、現に事業活動が困難になることは必要なく、諸般の状況からそのような結果が招来される具体的な可能性が認められる場合を含む趣旨である。このような可能性の有無は、他の事業者の実際の状況のほか、廉売行為者の事業の規模及び態様、廉売対象商品の数量、廉売期間、広告宣伝の状況、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的等を総合的に考慮して、個別具体的に判断される。